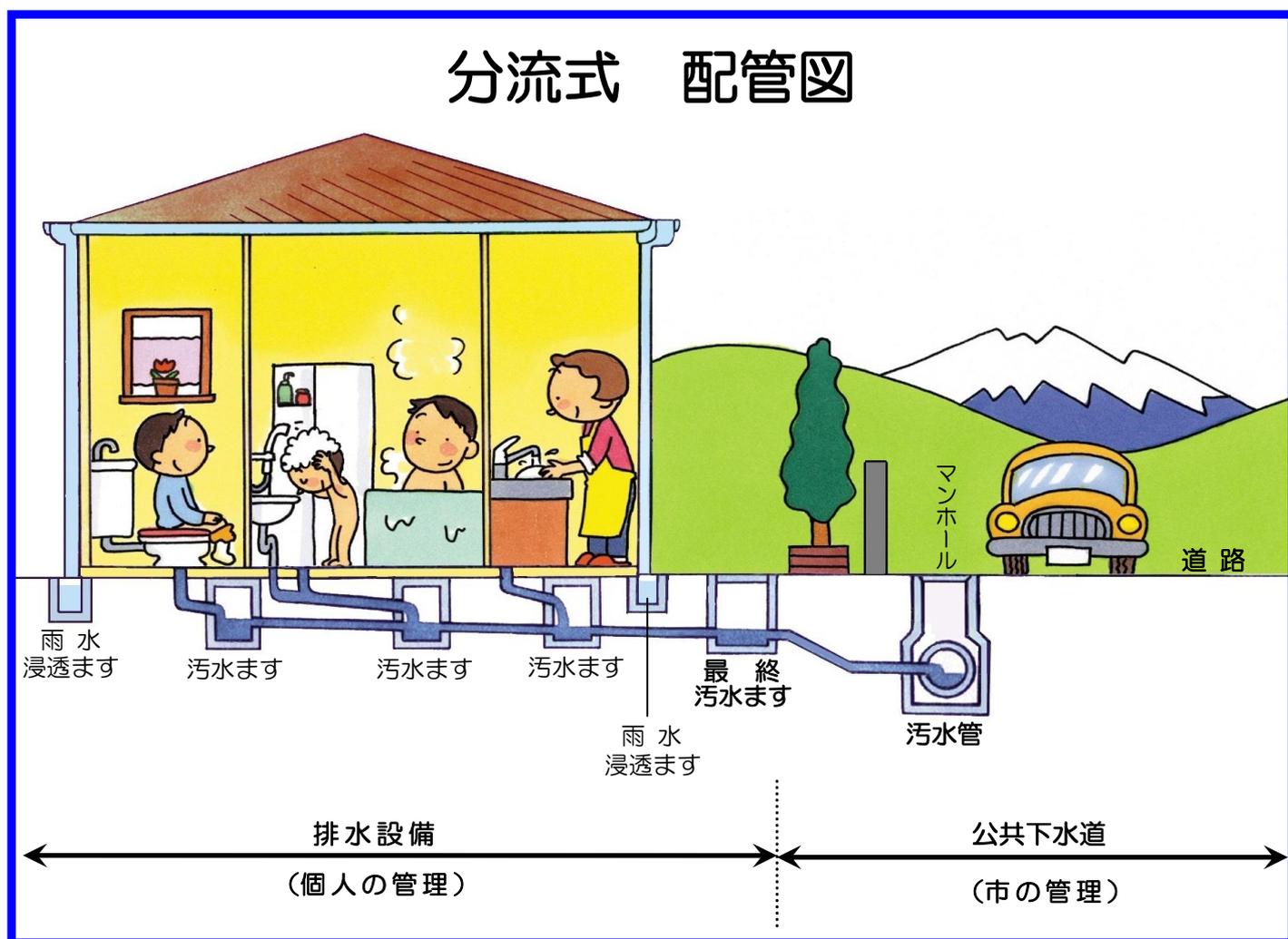


# ●水洗トイレがつかえるようになります

水洗トイレに改造すると、衛生的で快適な生活ができます。

- ① 便所特有の悪臭をカットします。
- ② 伝染病等を媒介する蚊やハエの発生を防止します。
- ③ 掃除が簡単で、いつも清潔です。
- ④ くみ取り口が必要なくなり、衛生的です。
- ⑤ 浄化槽を廃止すると土地の有効利用がはかれ、維持管理費が不要となります。



※分流区域は、汚水と雨水を分けて流します。雨水は、汚水管に接続できませんのでご注意ください。

## ●処理区域になると

公共下水道の供用開始の告示がされると、下水道がつかえるようになります。

- ①生活排水は すみやかに下水道に接続しなければなりません。
- ②くみ取り便所は 3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法で義務づけられています。自己資金で改造することが困難な場合は、貸付金制度がありますのでご利用ください。

## ●工事は指定工事店で

- ①排水設備の工事は、所沢市下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)でないと施工できません。指定工事店以外のところへたのむと、無届工事となりますのでご注意ください。
- ②指定工事店は、みなさんにかわって工事手続や貸付金の申請などを行います。



### 排水設備工事の流れ



指定工事店数社から見積書を取り、比較検討したうえで業者を選ばれることをおすすめします。

また、工事は指定工事店と十分話しあって進めてください。

工事の確認申請手続きは指定工事店が行います。貸付金を利用される方は指定工事店にはっきりと申し出てください。

工事の確認が下りてから工事に着手します。



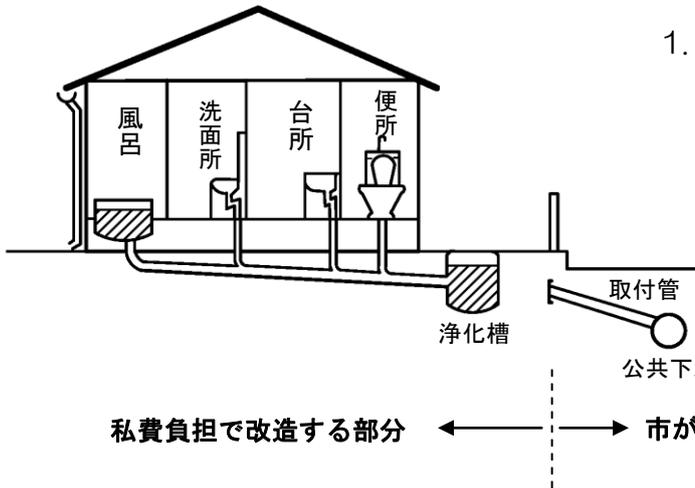
指定工事店は工事完了後5日以内に工事完了届を市に提出します

市は完了検査を行い、検査済証を交付します。

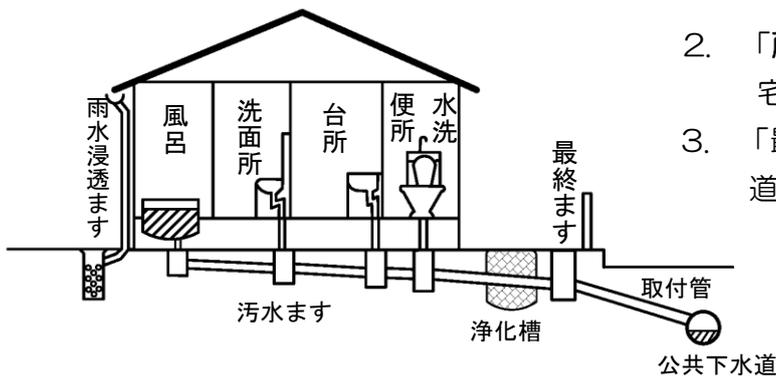
# ●排水設備の改造工事について

公共下水道工事では、「道路と宅地の境」まで「枝管」を埋設してあります。  
 (この管を「取付管」と呼びます。)

※参考として、一般的な改造工事例を示したものです。

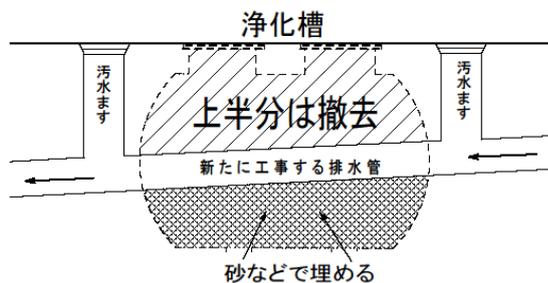


1. 公共下水道工事が終わった段階では取付管にフタをして埋めておきます。  
 (一部の工事を除きます。)



2. 「所沢市下水道排水設備指定工事店」に依頼し、宅地内の改造工事をしてください。
3. 「最終ます」と取付管を接続しますと、公共下水道が使えるようになります。  
 (一部の工事を除きます。)

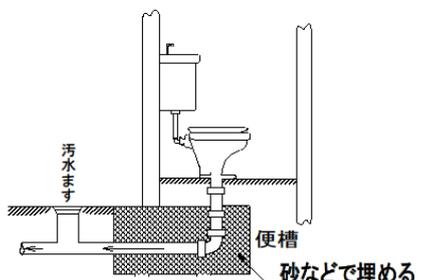
## 浄化槽改造の例



## 浄化槽の工事例

1. 浄化槽内部をくみ取り、洗浄、消毒をします。
2. 浄化槽を砂などで埋め、本体の撤去などを行います。
3. 排水管を設置し、台所や風呂の水と一緒に下水管へ接続します。

## くみ取り便所の改造例



## くみとり便所の工事例

1. し尿をくみ取り、洗浄、消毒をします。
2. 便槽を砂などで埋めます。
3. 便器を水洗式に替えます。
4. 排水管を設置し、台所や風呂の水と一緒に下水管へ接続します。